

## 仙台市感染制御地域支援チーム設置要綱

(令和2年7月14日市長決裁)

### (設置)

第1条 本市における診療所及び病院からの問合せ等に応じ、情報の提供を行うとともに、技術的指導等を行うため、仙台市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、仙台市感染制御地域支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 支援チームの所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 健康福祉局保健所長（以下「保健所長」という。）の求めに応じ、新型インフルエンザ等の疫学調査、予防及び治療について、必要な助言及び指導を行うこと
- (2) 市内医療機関からの問合せに応じ、情報の提供を行うとともに、診療の技術的指導を行うこと
- (3) 新型インフルエンザ等の集団発生時における感染制御について、当該集団発生に係る施設に対し、必要な助言及び指導を行うこと
- (4) その他地域の感染制御に関し助言及び指導を行うこと

### (組織)

第3条 支援チームは、委員20名以内で組織する。

2 支援チームの委員は、次に掲げる者のうちから保健所長が委嘱する。

(1) 次に掲げる団体又は機関の構成員

- ア 国立大学法人東北大学
- イ 学校法人東北医科薬科大学
- ウ 一般社団法人仙台市医師会
- エ 感染症指定医療機関

(2) その他保健所長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 支援チームに委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、支援チームを代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、保健所長の求めに応じ支援チームの会議を招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 支援チームの庶務は、健康福祉局保健所感染症対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援チームの運営に関し必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和2年7月14日から実施する。

附 則

(令和3年6月1日改正)

この改正は、令和3年6月4日から実施する。

(令和6年3月26日改正)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。